

介護老人保健施設 （入所） 利用契約書

— 目次 —

第 1 条（契約の目的）

第 2 条（契約期間）

第 3 条（利用者からの契約解除）

第 4 条（当施設からの契約解除）

第 5 条（利用料金）

第 6 条（記録）

第 7 条（身体の拘束等）

第 8 条（虐待防止）

第 9 条（秘密の保持）

第 10 条（緊急時の対応）

第 11 条（要望又は苦情等の申出）

第 12 条（賠償責任）

第 13 条（利用契約に定めのない事項）

社会医療法人 大道会
介護老人保健施設 グリーンライフ

（契約の目的）

第1条 介護老人保健施設グリーンライフ（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（契約期間）

第2条 本契約は、利用者が契約を締結したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに契約を締結することとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約の改定が行なわれない限り、初回利用時の契約締結をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

※ 但し、3カ月以上入院された後の再入所時はこの限りではない。

（利用者からの契約解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

（当施設からの契約解除）

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供が困難と判断した場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合

※扶養者は利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額（扶養者や代理人を指す保証人が支払の責任を負う金額の上限）30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います

- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他利用継続が困難となる程度の信頼関係を破壊する行為または反社会的行為や※ハラスメント行為を行った場合

※別紙1「介護事業における介護現場でのハラスメント防止に対する基本方針」に準ずる

- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第5条 利用者及び扶養者は連帯して、当施設に対し、本契約に基づく介護保健施設サービスの対価として、重要事項説明書別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、毎月1回請求書及び明細書を送付します。
利用者及び扶養者は連帯して、当施設に対し、当該請求合計額を届いた日より7日以内に支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び、扶養者が指定する送付先に対して、領収書を交付いたします。

（記録）

第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（虐待防止）

第8条 当施設は、利用者等の人権擁護・虐待防止のため次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者 （施設長） 阿部 亨
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- ④ 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ⑤ 個別支援計画作成など適切な支援の実施に努めます。
- ⑥ 虐待が疑われる事例が発生した場合は心身状況の確認、保護、記録をすると共に適切な対応（医療機関受診、虐待者からの保護）を行い、速やかに市町村へ届出ます。

（秘密の保持）

第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行なうこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

- 第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関、又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 医療機関受診となった場合は、受診の結果説明、また結果を受けての判断が求められる事があるため、扶養者の同行が必要となります。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。
- 4 利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡するも連絡がつかない場合は受診を優先します。

（要望又は苦情等の申出）

- 第 11 条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する入所サービス に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

- 第 12 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

- 第 13 条 この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。（本契約書の内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で受領します）

この契約書の説明年月日		令和	年	月	日
法人	所在地 事業所名 代表者氏名	大阪市城東区東中浜 1 丁目 5 番 1 号 社会医療法人 大道会 理事長 大道 道大 印			
事業者	所在地 事業所名 説明者氏名	大阪市城東区東中浜 9 丁目 3 番 9 号 介護老人保健施設 グリーンライフ 印			
契約者	住所 氏名	印			
保証人	住所 氏名	印			